

平成 28 年 10 月 26 日 (水)

■第三回 八街市地域公共交通協議会_再編実施計画策定を踏まえた協議会の趣旨

1. 地域公共交通再編実施計画の位置づけ

八街市では、上位計画である「八街市総合計画 2015 (平成 27 年 4 月)」や「八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成 27 年 12 月)」、さらには関連計画である「八街市高齢者福祉計画 (平成 27 年 3 月)」等との整合・調整を図りつつ、平成 27 年度に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成 19 年法律第 59 号) 及び平成 26 年 11 月の法改正に基づく「八街市地域公共交通網形成計画」(以下「網形成計画」といいます。)を策定しました。

網形成計画で策定した実施事業については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 27 条の 2 第 1 項に基づく「八街市地域公共交通再編実施計画」(以下「再編実施計画」といいます。)の中で、事業の具体的な取組について実施内容等の詳細を検討し、関係者との連携を図っていく必要があります。

2. 八街市地域公共交通協議会の役割

八街市地域公共交通協議会 (以下「本協議会」といいます。)では、本協議会の構成員が“地域公共交通の担い手”としての役割を有することから、網形成計画で示された以下の主要事業を主体に、その具体的な取組の方向性について協議し、再編実施計画を効果的に策定していくことが重要と考えます。

① 地域公共交通ネットワークの再編

ふれあいバスの再編・運行サービスの改善見直し

② 高齢者等交通弱者の移動手段を確保するための方策

高齢者等を対象としたタクシー利用券の助成制度の導入

③ 八街駅及び榎戸駅における交通結節点の強化

八街駅南口における乗り換えターミナルとしての再整備 (民間路線バスとふれあいバスの発着場所の共有化)

八街市では、本協議会での意見を基に再編実施計画を定めるとともに、交通事業者、道路管理者、交通管理者等との具体的な調整・協議を進め、再編実施計画の国からの認定を受けて、平成 29 年度 10 月からの地域公共交通再編事業の実施を目指しています。

3. 再編実施計画の基本方針及び計画目標

(1)基本方針

「八街市総合計画 2015 (平成 27 年 4 月)」では、まちづくりのテーマとして「めざます！便利で快適な街」を宣言しているとともに、「八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(平成 27 年 12 月)」では、市街地の再生、地域特性に応じた機能・サービス等の実施、地域連携の強化などの施策を示しています。

地域公共交通は、これらまちづくりを支える一つ的手段として、まちづくりの方向性や戦略と一体となった施策を展開していく必要があり、再編実施計画では、広域幹線公共交通（鉄道：JR 総武本線）、幹線公共交通（民間路線バス）、地域内生活交通（コミュニティバス：ふれあいバス）及び補完交通（タクシー）のそれぞれの連携と役割分担により「移動の足」を確保し、以下の基本方針に基づき、体系的な公共交通ネットワークの再構築を図っていくものとします。

基本方針 1：公共交通機関の機能分担の明確化

JR 総武本線と民間路線バスは、通勤・通学、通院、買物、観光等の目的で東京、千葉市方面等への広域的なアクセスや、近隣の成田市（成田空港）や東金市などへ移動する際に必要不可欠な公共交通のため、運行本数の増加・維持を交通事業者に働きかけ、利便性の確保・サービスの充実を図る。

一方、ふれあいバスは支線公共交通として、市内及び地域内の移動サービスと公共交通空白地域の解消・縮減を担い、主に通勤、通学、通院、買物等の目的に対応した公共交通機関として、今後もその役割と機能の維持とともに、サービスレベルの向上を図る。

基本方針 2：地域の実情に即した利便性・効率性の高い公共交通の実現

現在のふれあいバス路線は、既存の民間路線バスやふれあいバス同士の運行経路と重複する区間が多いとともに、市内の網羅性を重視した路線であるため、一運行時間が非常に長く、目的地までの所要時間が長くなっている。

このような課題を改善するため、運行ルートの重複区間と所要時間の減少を目的とした運行効率性の向上とともに、他の交通機関及びふれあいバス同士等、幹線と支線の乗り換え機能を強化した利便性の高い地域公共交通の実現に向けて、ふれあいバスの路線再編と運行ダイヤの調整を図る。

基本方針 3：まちづくりと連携した地域公共交通サービスの展開

「八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、まちづくりの基本目標の一つに「安全・安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」を掲げており、具体的な施策として、中心市街地から離れた地区における生活を担保するため、公共交通のあり方や地域公共交通の改善の他、近隣市町との連携が促進できる交通体系等の確立が示されている。

このようなことから、公共交通全体として機能向上を図り、まちづくりの施策展開に貢献していく。

基本方針 4：協働による持続可能な仕組みづくりの確立

現在民間路線バスは利用者の減少が続き、路線の廃止が進んでいる。また、ふれあいバスも平成 18 年をピークに減少傾向となっている。このように地域公共交通は、これまでのように交通事業者・行政だけでは公共交通の維持・存続が難しくなっており、市民が「自分たちの足は自分たちが守る」意識をもって公共交通の維持に参加する仕組みを導入していく必要がある。

そのため、市民の意識を高める啓蒙・啓発を図る一方、地域住民が主体となって地域公共交通を確保・維持する取組や支援策の検討を実施する。

(2)計画目標

| 計画目標 | 基本方針との対応 | | | |
|--|----------|------|------|------|
| | 方針 1 | 方針 2 | 方針 3 | 方針 4 |
| 各交通モードの機能・役割の明確化及び相互の連携による、わかりやすく利便性の高い公共交通体系の構築 | ○ | ○ | ○ | |
| 八街駅・榎戸駅における乗り換え利便性の向上 | ○ | ○ | ○ | |
| タクシー等の既存交通システムを活用した高齢者等の移動手段の確保 | | ○ | ○ | |
| 多様な運賃の設定や効果的な周知・PRによる潜在需要の掘り起こし | | | | ○ |
| 地域住民による持続可能な公共交通を支える仕組みの検討 | | | ○ | ○ |

4. 地域公共交通再編事業の内容・実施主体

再編実施計画に位置付ける主な事業の内容、実施主体は以下の(1)~(3)の事業とします。

| 項目 | 事業内容 | 事業主体 |
|------------------------------|--|------------------------------------|
| (1)ふれあいバスの再編・運行サービスの改善見直し | | |
| ① ふれあいバス路線再編 | ふれあいバスの路線再編として、重複区間の削減と所要時間の短縮を目的として1路線を削減し、他4路線の運行ルートを見直して、目的地までの所要時間の維持を図る。 | バス運行事業者 八街市 |
| ② ダイヤ検討 | 他公共交通との乗り換え状況等のバス利用実態を勘案し、鉄道や他のバスとの乗り換え利便性向上を目指した運行ダイヤを検討し、効率的・効果的な運行サービスを図る。 | バス運行事業者 八街市 |
| (2)八街駅及び榎戸駅における交通結節点の強化 | | |
| ① 八街駅南口における乗り換えターミナル再整備 | 現行の「ふれあいバスターミナル」の機能を八街駅南口に移し、ダイヤ再編も含めて公共交通全体の乗り換え利便性を強化する「ハブ&スポーク」の運行を実現する。 | バス運行事業者 鉄道事業者 タクシー事業者 八街市 |
| ② 榎戸駅橋上駅舎化、自由通路整備 | 駅東西地域からのアクセス性を高めるため、橋上駅舎化及び自由通路の整備を推進する。 | |
| (3)高齢者等を対象としたタクシー利用券の助成制度の導入 | | |
| グループタクシー（相乗りタクシー）制度の検討・導入 | 自動車を利用できない高齢者等の移動を確保するため、路線バスやふれあいバス等に代わる移動手段の確保として、地域の交通弱者がグループでタクシーを共同利用する際に支払う運賃等の一部を助成する制度の導入について検討する。 本制度は1~2年間の試行を行い、利用状況や効果の検証、市の財政負担を精査して制度の見直しを実施して本格導入する。 | タクシー事業者 八街市 |